

認定された復興推進計画の取り組み状況について

【件数等は 11 月 16 日現在】

1. 民間投資促進特区（ものづくり産業版） 平成 24 年 2 月 9 日認定

- (1) 申請主体：宮城県、仙台市及び 33 市町村
 (2) 対象業種：ものづくり産業（製造業）及び関連産業
 (3) 復興産業集積区域：7 カ所
 (4) 指定事業者数：39 事業者

(内訳)

業種	区域	東部の工業専用・準工業地域	仙台港周辺地区	泉パークタウン	泉インターシティ	合計
道路貨物運送業		6	6			12
倉庫業		2	6			8
印刷・同関連業		4				4
食料品製造業		2	1			3
パルプ・紙・紙加工品製造業		3				3
生産用機械器具製造業		2			1	3
鉄鋼業			2			2
電子部品等製造業				1	1	2
ゴム製品製造業			1			1
金属製品製造業				1		1
合計		19	16	2	2	39

- (5) 指定件数：49 件

(内訳)

特例の種類	件数
取得等をした事業用設備等に係る特別償却又は税額控除（法第 37 条）	26
被災者雇用に係る法人税等の特別控除（法第 38 条）	20
取得等をした研究開発用資産に係る特別償却及び税額控除（法第 39 条）	3
新規立地促進税制（新規立地企業を 5 年間無税とする措置）（法第 40 条）	0
合計	49

※ 一事業者が複数の特例に係る指定を受けることがあるため、指定事業者数と一致しない。

2. 農と食のフロンティア推進特区 平成 24 年 3 月 2 日認定

- (1) 申請主体：仙台市
- (2) 対象業種：農業及び関連産業（加工・流通・販売関連、再生可能エネルギー関連、試験研究関連）
- (3) 復興産業集積区域：1 カ所
- (4) 指定事業者数：3 事業者
（周辺農家の農地を借り受け水稻栽培を行う農業法人、農産加工施設を新設し加工食品の開発・製造・販売を行う農業法人）
- (5) 指定件数：4 件
（内訳）

特例の種類	件数
取得等をした事業用設備等に係る特別償却又は税額控除（法第 37 条）	3
被災者雇用に係る法人税等の特別控除（法第 38 条）	1
取得等をした研究開発用資産に係る特別償却及び税額控除（法第 39 条）	0
新規立地促進税制（新規立地企業を 5 年間無税とする措置）（法第 40 条）	0
合計	4

3. 民間投資促進特区（情報サービス関連産業版） 平成 24 年 6 月 12 日認定

- (1) 申請主体：宮城県、仙台市及び 16 市町村
- (2) 対象業種：情報サービス関連産業
- (3) 復興産業集積区域：7 カ所
- (4) 指定事業者数：19 事業者
（内訳）

業種	区域	中心市街地
情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）		15
その他サービス業（コールセンター）		3
通信業（データセンター）		1
合計		19

- (5) 指定件数：19 件
（内訳）

特例の種類	件数
取得等をした事業用設備等に係る特別償却又は税額控除（法第 37 条）	1
被災者雇用に係る法人税等の特別控除（法第 38 条）	17
取得等をした研究開発用資産に係る特別償却及び税額控除（法第 39 条）	0
新規立地促進税制（新規立地企業を 5 年間無税とする措置）（法第 40 条）	1
合計	19